

もありけり、家内にては、旦那様と稱しけるに、近歳に至、自紋の服刀は離さず、其上に殿様と稱し、若黨は定袴にて召仕ひ、全く武家の様體になりしなり、御番衆の省略とあちらこちらにて、ぎやうぎやうしく見ゆ、心有らん人はいかゝ思ふにや、

〔徳川禁令考官醫長〕天保十二辛丑年十一月十四日、醫師供方ノ儀ニ付達、

近來醫師之供方、風儀一體ニ惡敷相成、病家江罷越候度毎、酒料或者辨當代と唱、金銀を乞受候由ニ相聞候、病體ニより候而者、時刻并風雨等之無差別相招療治受候事有之候ニ付、病家之心得を以、供方之者共江手當致し候を受納候者、格別ニ候得共供方之者共より、ねだりケ間敷儀申出候ハ有之間敷筋ニ而、小身又者身上不如意等之ものは、療治請候儀難成、右者畢竟家來江之申付方不行届故ニ候、以來右様之儀無之様嚴敷可被申付置候、

十一月

〔觸留六ノ二百二〕申渡

神田明神下御臺所町銀藏店

人宿

文七
外拾貳人

御醫師供方之もの共、風儀不宜候ニ付、去ル丑年觸置候趣も有之候處、近來又候心得違致し、病家先ニ而酒代等不差出向江は、ねだりケ間敷儀申掛候もの有之哉ニ相聞、其方共、専ら御醫師方供方人入致し候趣相聞、右體不埒もの有之候段、平日申付方、等閑故之儀ニ付、吟味之上、急度も可申付處、此度は宥免を以、吟味之不及沙汰、此上不埒之筋於相聞は、供先ニ而も無用捨召捕、其方共江も嚴敷可及沙汰間、以來右體之儀無之様、精々入念寄子共等江申付置候様可致、

十二月〇弘化九日

〔青囊瑣探上陶器醫〕